

## 横浜市印鑑条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

横浜市印鑑条例（以下「条例」という。）では、印鑑の登録や印鑑登録証明書の発行事務について規定しています。

このたび、成年被後見人を欠格条項としている各制度について、成年被後見人の状況を個別的・実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断することを目的とした、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）」が令和元年 12 月に施行されました。

これに伴い、国が定める「印鑑登録証明事務処理要領」が改正されましたので、要領に基づき、印鑑の登録を受けることができない者を変更するため、条例の一部改正を行います。

### 2 施行日

条例公布日

### 3 改正の内容

印鑑の登録を受けることができない者として規定されている「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。（第 2 条第 2 項第 2 号）